



# 圈友協同組合 (会報)

2017年 6月15日発行

〒359-0023 埼玉県所沢市東所沢和田 3-22-11 1F  
TEL : 04-2968-3198 FAX : 04-2968-3248

現金の取り扱いについて

● 窃盗事件

5月23日に東京都の工事現場において窃盗事件が発生しました。実習生数名が被害に遭い被害額は約40万円です。被害者の実習生は、給料日翌日に海外送金の為、多額の現金を持ち歩いていました。

警察を呼んで内偵調査もしましたが証拠が揃わず、まだ誰が犯人かは分かっていませんが、引き続き警察に事件解決に向けて協力してもらっています。今の段階では実習生の中に犯人がいるとの可能性が高いです。組合の規則として現場には貴重品及び必要以上の現金を持つて行かないこと、また現金は個人で責任もつて管理をお願いしております。

● 現金の貸し借り

入国して一年目の実習生が途中帰国しました。帰国することを伏せて、帰国する前日までに多数の実習生にお金を借りたり貸してくれとのお願いをしていました。これが発覚しました。実習生間のお金の貸し借りは、組合で自己責任になります。人を簡単

に信用して、お金の貸し借りはないで下さい。

● ギャンブル

技能実習生から100万円送金したいと相談を受けました。今回この現金はfacebookを通じて参加した賭けで得たお金(ギャンブル)でしたが、悪気もなく相談してくることで全く罪の意識が感じられませんでした。このような状態が続くと技能実習にも悪影響を及ぼすことにもなります。また、日本から海外に不正送金した場合は、外為法違反にあたり、あとで警察沙汰になる可能性があります。

2017年6月1日からベトナムは要注意国と指定され、正規の高額送金でも怪しいとみなされた場合、口座凍結等が出る恐れがあります。

※企業様へ

技能実習生がいつもと違う態度や様子が違うと感じた場合は、組合まで相談して下さい。不審な行動は、業務災害にもつながりますし、他の実習生へ悪影響をもたらすことがあります。

セミナーについて

5月18日、組合主催のセミナーに出席されたお客様、ご参

加いただき有難うございました。新法による外国人技能実習生制度改正で、大きく変わる中の一部として、技能実習第2号・第3号終了時に技能検定を受験することが必須となります。

● 6月1日入社

法改正後、企業様もポイント制となります。試験を受験されない企業様は大幅にポイントが減点され、実習生の受入れが制限される可能性があります。

● 6月16日入社

氏名 グエン ティ

ジユウ トウイ

今後とも皆様の温かい指導をいただけますようお願い申し上げます。

労働保険料率の改正について

平成29年度における雇用保険料率が変更になりました。年度更新等の事務処理の際には、留意くださいますようお願い致します。尚、労災保険料率については平成28年度から変更ありません。

会員専用ページについて

過去の会報については、弊組合ホームページ内の会員専用ページにアクセスし閲覧できます。パスワード kenyu123

日本語能力試験について

2017年第1回試験の申込が31名ありました。

7月2日の試験に向け、受験する実習生の皆さん、頑張ってください。

梅雨の注意事項(食中毒予防)

日本の本州では毎年6月の旬から7月中旬頃にかけて【梅雨(ばいう)(つゆ)】になり、曇りや雨の日が多くなります。この

9月1日(金)～22日(金)となりますので、宜しくお願ひ致します。

● 事務局員紹介